



サイゼリヤユニオン

支部の設置に関する規則

第1条（目的）

この規則は、規約第3条、第40条に基づき、店舗についての各支部の管轄地域について定める。

第2条（支部の設置）

各支部の管轄地域は店舗運営部の運営組織体に対応し、設置する。

第3条（規則の改廃）

この規則の改廃は、大会または中央委員会の決議によるものとする。

第4条（施行期日）

この規則は、2019年 7月 9日より施行する。

2020年 6月 27日より改定し実施する。

2022年 10月 14日より改定し実施する。

以上